

第 5 2 期

事 業 報 告

自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 3 年 3 月 3 1 日



東京交通サービス株式会社

# 事業報告書

〔 自 令和2年4月1日 〕  
〔 至 令和3年3月31日 〕

## I 事業の概況

### 1. 事業の経過及びその成果

#### 【全般的現況】

当社は、「鉄道・軌道保守のプロフェッショナルとして、高度な技術力と蓄積したノウハウをベースに、質の高いメンテナンスを提供し、都営交通の安全・安定輸送に貢献する」との企業理念に基づき、東京都交通局からの受託業務を中心に、鉄道・軌道施設及び車両等の保守点検業務を担っています。また、平成31年4月1日に東京都政策連携団体として指定を受け、鉄道・軌道事業の保守部門を担う東京都交通局グループの一員として、東京都交通局とより一体となって事業運営に取り組み、鉄道・軌道事業に関連する工事監理業務や保安立会業務、水力発電所の安全管理業務の実施など、円滑かつ確実な事業執行に努めました。

業務の実施に当たっては、当社の安全管理規程に基づき全社員に安全意識を浸透させるとともに、安全マネジメントシステムの運用により、協力会社を含めた安全管理体制の継続的改善に取り組みました。また、鉄道事業特有の技術力を有する人材として東京都交通局からの現職派遣社員やOB社員を確保するとともに、外部専門機関での研修や東京都交通局への派遣も取り入れた研修計画に基づき若手社員の人材育成に努め、鉄道をはじめとする幅広い技術の継承と会社の技術力の向上を図り、受託した業務等を着実に遂行しました。

なお、当期については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2度にわたり「緊急事態宣言」が発令されるなど、社会経済活動が大幅に落ち込み、さらには東京2020大会が延期となりました。このような状況の中、当社においても、一部事業の計画変更を行いました。収支への大きな影響は避けることができました。

また、経営課題を解決するために3か年で重点的に取り組む事項をまとめた「経営改革プラン」の最終年度にあたり、各取組事項を着実に実施しました。加えて、令和3年度から5年度までの3か年を計画期間とする、新たな経営改革プランを策定しました。引き続き、外部有識者の意見を踏まえながら、当プランの進捗を管理し、自律的な改革を推進するとともに、都営交通の安全・安心の確保を最優先に業務を遂行し、局事業に貢献していきます。

以下に、第52期（令和2年度）における各事業の現況についてご報告します。

#### 【各事業の現況】

##### （駅務施設事業）

前期に引き続き、東京都交通局から都営地下鉄101駅、日暮里・舎人ライナー13駅の自動改札機、自動券売機等の駅務機器の保守管理業務及び各種データ管理システムの保守業務を受託し実施するとともに、駅改良工事等に伴う6駅の駅務機器移設工事を受託し実施しました。

また、都営地下鉄全線のホームドアの保守管理業務を受託し実施しました。

#### (電気施設事業)

新たに東京都交通局から駅構内監視システム（防犯・防災カメラ等）の保守、105箇所、約3100台を受託し実施するとともに、前期に引き続き、東京都交通局から52か所の変電設備の保守管理、都営地下鉄101駅の照明設備の保守管理、光ケーブル設備の保守管理、駅構内工事の立会業務、電気・機械設備に関する駅構内工事の監理業務、東京さくらトラム（都電荒川線）の電気設備の保守管理を受託し実施しました。

また、東京都交通局からの受託業務以外では、通信事業者から依頼を受けた、携帯電話・PHS・無線LAN等の工事・改修作業の立会や点検業務について引き続き実施しました。

#### (車両・機械事業)

前期に引き続き、東京都交通局から機械設備として冷房設備100駅、換気設備95駅、排煙設備93駅、ポンプ設備93駅の保守管理、駅居室等の空気調和装置の保守管理、都営地下鉄、東京さくらトラム、日暮里・舎人ライナーの車両保守（全般・重要部検査や検車業務等）、東京さくらトラムにおけるトラバース操作等の車庫内業務、2か所の交通局庁舎の設備管理業務を受託し実施しました。

#### (土木・建築事業)

新たに東京都交通局から日暮里・舎人ライナーの大規模修繕工事の工事監理業務を受託し実施するとともに、前期に引き続き、東京都交通局から都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、交通局庁舎のエレベーター276基・エスカレーター760基の保守管理、改良工事等の工事監理、駅の建築設備の点検・修繕業務、トンネル等土木構造物の検査・点検業務、東京さくらトラムの軌道・構造物等の巡回点検、軌道の修繕・改良等の工事監理業務、日暮里・舎人ライナーの走行路・駅施設等の安全管理業務、交通局工務事務所、地下鉄改良工事事務所及び保線管理所での夜間及び土休日の受付連絡業務を受託し実施しました。

#### (発電事業)

前期に引き続き、東京都交通局から水力発電事務所の安全管理業務を受託し実施しました。

【業績】

区 分	R03.3 期 (第 5 2 期)
売上高 (A)	千円
駅務施設事業収入	1,390,881
電気施設事業収入	1,352,106
車両・機械事業収入	2,514,004
土木・建築事業収入	2,463,630
発電事業収入	41,276
計	7,761,897
粗利額 (B)	千円
駅務施設事業	199,240
電気施設事業	92,618
車両・機械事業	154,776
土木・建築事業	258,989
発電事業	△1,402
計	704,222
粗利率 (B/A)	%
駅務施設事業	14.32
電気施設事業	6.85
車両・機械事業	6.16
土木・建築事業	10.51
発電事業	△ 3.40
計	9.07

(1) 設備投資の状況

当期においては特に大きな設備投資はありませんでした。

(2) 資金調達の状況

該当ありません。

(3) 対処すべき課題

- ① 当社は東京都交通局グループの一員として、公共交通機関の使命である安全の確保を最優先に鉄道・軌道保守の業務を行っています。このため、安全管理規程を制定し東京都交通局に準じる安全管理体制を立ち上げ、安全マネジメントを自主的に導入し、事故ゼロを目標として安全対策を進めてきました。とりわけ、これまでの間、安全内部監査の実施をはじめ、東京都交通局や協力会社と三者合同で緊急対応訓練を実施するなど様々な取組を通じてPDCAサイクルのスパイラルアップを図るとともに、社員一人ひとりの安全への気づき力を高め、予防保全や予兆による早期発見に努めるなど、都民やお客様の信頼に応えるための取組を積み重ねてきました。

今後も安全の確保を最優先に、東京都政策連携団体としての適正な業務運営に努めるとともに、協力会社を含めた業務に従事する全社員に対する教育訓練、基本動作・基本作業の徹底、リスクアセスメント等の実施により安全管理体制の継続的改善を図っていきます。

② 当社は、これまで交通局OB社員が中心となって業務を担ってきましたが、東京都の定年退職者数の減少や再任用制度の変更により、経験・技術力のあるOB社員の確保がより困難になっています。このため、若手の技術系固有社員の採用を拡大し社員数の確保に努めてきましたが、技術系社員の育成は一朝一夕に行えるものではなく、長期に渡った計画的な育成が不可欠です。特に当社は都営交通の車両・施設の保守会社であり、安全が全てに優先しますので、作業を安全・確実にを行うためには高度で専門的な技術力は欠かすことができません。

このため、人材の確保に当たっては、これまで築いてきた工業高校などとの採用チャネルの維持に努めていくとともに、専門人材についても積極的な情報収集に努め、状況に応じ対応するなど、東京都政策連携団体として適切な人員管理に努めていきます。併せて「固有社員の人材育成計画」を見直すなど、固有社員の計画的な育成を図るとともに、交通局OB社員から固有社員への技術継承を着実に進め、次代の会社を担う人材を育成していきます。

③ 当社は、東京都交通局が整備を進めている浅草線のホームドアをはじめ、車両の増備・更新などに対応し、今後も新たな設備の保守管理業務を受託することが見込まれています。また、老朽化した各駅での大規模改良工事においては、高度な知識やノウハウが求められる工事監理業務の受託が拡大しています。

これらの質・量両面に渡る事業拡大に対して、安全性を損なわず適切に業務を遂行していくことが求められています。このため、交通局職員との人材交流や経験者の採用を積極的に実施するなど、高い技術力を有する人材を活用し技術継承を継続させ、技術力の底上げを図ります。そして、高い専門性が求められる新たな業務においても、円滑に受託できる体制を構築し、東京都交通局グループの一員として、局とより一体となって都営交通の安全・安心の確保に貢献していきます。

④ 当社は、上記の経営課題に対処し、「東京交通サービス株式会社 経営計画 2019」に掲げる3つの戦略を達成するため、令和2年度から6年度までの期間において実施する具体的な取組を「経営課題解決に向けた実施計画」として定め、当該実施計画を着実に遂行しています。

## 2. 当社の財産及び損益の状況

区 分	単位	H30.3 期 (第 4 9 期)	H31.3 期 (第 5 0 期)	R02.3 期 (第 5 1 期)	R03.3 期 (第 5 2 期)
売 上 高	千円	6,596,267	7,078,083	7,512,241	7,761,897
営業利益	千円	182,545	326,800	339,315	265,813
経常利益	千円	195,961	332,642	343,603	270,390
当期純利益	千円	132,648	218,213	242,228	177,526
1 株あたり 当期純利益	円/株	3,316	5,455	6,056	4,438
1 株あたり 純 資 産	円/株	35,869	41,146	46,952	51,127
総資産額	千円	2,527,026	2,804,150	3,133,405	3,367,825
純資産額	千円	1,434,741	1,645,832	1,878,093	2,045,096

## 3. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## 4. 主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

- (1) 都営地下鉄等の駅務システム機器、ホームドア設備の保守管理業務
- (2) 都営地下鉄等のエスカレーター、エレベーターの保守管理業務
- (3) 都営地下鉄等の駅冷房設備、換気設備、空調設備等機械設備の保守管理業務
- (4) 都営地下鉄等の変電所の保守管理業務、駅舎照明設備点検清掃業務
- (5) 都営地下鉄、東京さくらトラム及び日暮里・舎人ライナーの車両の検車、修車業務
- (6) 都営地下鉄の土木・構築点検及び建築、給排水設備等の保守管理、修繕業務
- (7) 東京さくらトラムの軌道、電線路、踏切保安設備の保守管理業務
- (8) 都営地下鉄等の工事監理業務及び安全管理業務
- (9) 東京都交通局の庁舎等の建物管理業務、連絡員業務
- (10) 東京都交通局水力発電所の安全管理業務
- (11) 都営地下鉄構築内の携帯電話設備、PHS、光ケーブル設備等の点検及び工事の安全管理業務
- (12) 都営地下鉄駅構内監視システムの保守管理業務
- (13) 上記に付帯する業務

## 5. 主要な営業所（令和3年3月31日現在）

本 社 東京都中央区東日本橋一丁目9番7号

6. 従業員の状況（令和3年3月31日現在）

区分	期末人員(人)	前期比(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	365	+13	50.3	6.1
女性	16	+1	46.0	7.0
計	381	+14	50.1	6.1

※ 契約社員を含む。

7. 主な借入先の状況（令和3年3月31日現在）

該当ありません。

8. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当ありません。

9. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当ありません。

## II. 会社の状況

### 1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式の総数 64,000 株  
(2) 発行済株式の総数 40,000 株  
(3) 当期末株主数 1名  
(4) 大株主（令和3年3月31日現在）  
株主：東京都交通局 所有株式総数 40,000 株 持ち株比率 100%

### 2. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（令和3年3月31日）

地 位	区 分	氏 名	担当及び重要な兼務の状況
代表取締役	常 勤	石井 明彦	
専務取締役	常 勤	奥津 佳之	駅務施設本部長・車両電気本部長兼務
常務取締役	常 勤	柏木 充	工務本部長兼務
取 締 役	非常勤	渡邊 範久	東京都交通局職員部長
取 締 役	非常勤	相川 準	東京都交通局電車部長
取 締 役	非常勤	野崎 慎一	東京都交通局車両電気部長
取 締 役	非常勤	谷本 俊哉	東京都交通局建設工務部長
取 締 役	非常勤	矢野 千秋 注)1	弁護士
監 査 役	非常勤	坂田 直明	東京都交通局資産運用部長
監 査 役	非常勤	朝倉 敏守 注)2	公認会計士

注) 1. 取締役 矢野千秋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

注) 2. 監査役 朝倉敏守氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

注) 3. 取締役 檀尾恒次氏及び監査役 広瀬健二氏は令和2年3月31日に辞任しました。

注) 4. 取締役 奥津佳之氏は令和2年4月1日に専務取締役（常勤）に就任しました。

注) 5. 取締役 野崎慎一氏及び監査役 坂田直明氏は令和2年6月26日に就任しました。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役	4名	30,208千円
（うち社外取締役）	（1名）	（600千円）
監査役	1名	600千円
（うち社外監査役）	（1名）	（600千円）

※ 1. 取締役の報酬限度額は、平成21年5月29日開催の第40期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しています。

2. 監査役の報酬限度額は、平成21年5月29日開催の第40期定時株主総会において年額10百万円以内と決議しています。



### (3) 役員（非常勤）に関する事項

#### ① 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	渡邊 範久	当期に開催された取締役会3回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
取締役	相川 準	当期に開催された取締役会3回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
取締役	野崎 慎一	令和2年6月26日に就任以降、当期に開催された取締役会2回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
取締役	谷本 俊哉	当期に開催された取締役会3回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
社外取締役	矢野 千秋	当期に開催された取締役会3回のうち2回に出席し、法律専門家として、法令遵守の観点から意見を述べました。
監査役	坂田 直明	令和2年6月26日に就任以降、当期に開催された取締役会2回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
社外監査役	朝倉 敏守	当期に開催された取締役会3回の全てに出席し、公認会計士の立場から、適正な会計処理等について意見を述べました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

該当ありません。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

各期の業績や将来の経営環境の見通し、内部留保の必要性等を総合的に勘案し、配当の有無・金額等を検討していきます。

### 4. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、東京都政策連携団体として東京都交通局の指導の下、安全の確保を最重点とした適正な業務運営を実施していくため、以下の体制を構築し運用しています。

#### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コーポレートガバナンスの充実を図るため、経営管理・監督機能を担う管理部門と、事業の執行機能を担う各事業部門で、相互牽制機能を持たせ、また、監査役設置会社として、各々の権限・職務分掌で実効性あるコンプライアンス体制を構築・実践しています。

具体的には、コンプライアンス規程においてすべての役員及び従業員が法令等を誠実に遵守し職務を遂行する旨規定するとともに、従業員に対するコンプライアンス意識の普及・啓発、その他必要な事項の調査・検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置しています。また、法令違反行為等の通報及び相談を適切に処理するための体制を整備しています。

当期においては、コンプライアンス委員会を4回開催するとともに、コンプライアンスリーダーが各職場で研修を実施し、従業員一人ひとりのコンプライアンスに関する意識の普及・啓発を図りました。さらに、業務内部監査を実施し、必要な改善を講じるとともに、その結果を定例の役員会や部長会で報告し、社内ネットワーク掲示板に掲載するなど、情報の共有・伝達の徹底を図っています。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理、機密保持の重要性を認識し経営管理及び業務執行にかかる重要な文書、記録（株主総会、取締役会及び役員会の議事録等、取締役の職務の執行にかかる情報を含む。）を文書管理規程に基づき適切に保存、管理する体制を構築・実践しています。

(3) 安全確実な業務執行を実施するための体制

当社は、鉄道事業者に導入が求められる運輸安全マネジメントシステムに準じた安全マネジメントシステムを自主的に構築しています。基本となる安全管理規程を制定し、この規程に基づき安全統括管理者を選任し、その指揮の下に全社的な安全対策推進委員会を設置して、当社の業務執行における安全上の問題点や安全対策の進行状況を把握し、安全対策を推進しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、処務規程に基づき各取締役の職責を定め組織的かつ効率的な業務執行を図る体制を構築しています。また、定例の役員会において会社の重要事項について審議し、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るとともに、原則として毎月開催している部長会を通じて情報の収集と伝達の徹底を図り、会社全体が共通の目標に向けて効率的に取り組んでいます。

(5) 業務の適正を確保するための体制

業務適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、業務内部監査規程及び会計規程を制定し、その規程に則った執行が行われているかについて監査を実施しています。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

平成25年度から引き続き、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）とその附属明細書の信頼性を確保するため、公認会計士による任意監査を実施しています。

(7) 監査役が取締役等からの独立性を確保する体制

監査役は、自己の判断で外部の専門家、従業員から報告を受けるとともに、必要に応じて、直接従業員を指揮し監査業務をサポートさせています。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会に出席し、経営の意思決定及び業務の進行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて業務執行その他意思決定に関する文書等を閲覧し、取締役または従業

員に説明を求め、内部監査部門が実施した監査についても報告を受けています。

5. 決算日後に生じた会社の状況に関する重要な事項  
該当ありません。

以上